**平成２５年（フ）第２２５８号**
大阪市平野区長吉出戸３丁目２番45―310号
債務者　川上　司里
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２３７５号**
大阪市福島区大開２丁目10番７号　黒松荘
債務者　茨木　直子
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２３８６号**
大阪府寝屋川市萱島信和町４番８号
債務者　車谷　哲敬
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２５５０号**
大阪市東住吉区鷹合２丁目１番25―603号
債務者　中野　　繁
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２５７２号**
大阪市淀川区塚本６丁目５番13―209号
債務者　村田　純代
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２６２６号**
大阪府吹田市南吹田５丁目37番44号
債務者　久下　重夫
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２７８６号**
大阪府大阪市東淀川区西淡路３丁目９番25号
安藤ビル201号
債務者　野山喜三子こと　金　　福汝
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２８１２号**
大阪府八尾市上之島町南４丁目22番地の１
クロワールＡ205号
債務者　角間　　功
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２８８１号**
大阪市港区三先２丁目12番10号　ホワイトハイム302号
債務者　平中　聖治
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２８９６号**
大阪市阿倍野区美章園２丁目21番27号　エルベ美章園202号、住民票上の住所大阪市阿倍野区松崎町４丁目８番13号
債務者　砂原　英夫
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２９５３号**
大阪府東大阪市友井２丁目34番47号　バーズハウス107号
債務者　吉川　厚詞
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２９７０号**
大阪府大阪市東淀川区柴島２丁目７番19―706号
債務者　片岡　謙治
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２９７８号**
大阪市天王寺区上之宮町４番40―318号
債務者　田原久美子
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２９８２号**
大阪市東成区大今里南４－９－６　新深江ＣＴスクエア105号、住民票上の住所鳥取市湖山町北４丁目601番地８
債務者　三橋　幸一
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２９８４号**
大阪府東大阪市柏田東町１番31号
債務者　藪田　要子
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３１号**
長野県小諸市丙759番地
債務者　櫻井　綾子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部